

産前産後休暇、育児休業および介護休業中における研究費の取扱い（使途範囲）

- 労働基準法など関連法令の趣旨を踏まえ、産前産後休暇および育児・介護休業中における研究能力を維持するための活動を「自主的な研究（業務にはあたらない）」として位置づけ、研究者自身が責任をもって活動してください。
- とりわけ、産前産後休暇、育児・介護休業中においては、健康管理に十分留意のうえ活動してください。
- これらを踏まえ、産前産後休暇、育児・介護休業中における研究費の使途範囲は、下表の通りとします（主に想定されるものについて記載）。
ただし、労働基準法第65条に基づき、原則、出産後8週間（医師が支障がないと認めた場合、出産後6週間）は、すべての執行ができません。
- 旅費・交通費の執行は認めません。その他の項目については、1件/1組（税込価格）50万円以上の機器備品類を除き、現行の経費執行ルールに準じて取扱うものとしますが、項目毎の留意事項をよく確認してください。
- 物品等を購入する場合は、研究者自身が責任をもって確実に納品確認をおこなってください。ただし、完全に消耗していない物品については、復職後、速やかに各キャンパス検収場所に持ち込み、検収を受けてください。
- 請求書・納品書、領収書などの研究費執行に係る証憑類は、毎月、当月分を取り纏め、各リサーチオフィスに送ってください。
- その他、不明な点等については、必ず事前に各リサーチオフィスまで問い合わせてください。

以上

研究費		個人研究費	科研費 (直接経費)	研究推進 プログラム (学内予算)	企業からの 受託研究・ 奨学寄附金等	研究環境整備費	留意事項
項目							
物品	1件/1組（税込価格） 10万円未満	○	○	○	○	○	「研究能力を維持するための活動」の範囲に限る。 *事務局からの発注となるので留意のこと。
	1件/1組（税込価格） 10～50万円未満	○*	○*	○*	○*	○*	
	1件/1組（税込価格） 50万円以上	×	×	×	×	×	
学会	学会年会費	○	○	○	○	○	被雇用者の勤務管理は、必ず予め指定する代理者が おこなうこと。
	学会参加費	×	×	×	×	×	
出張関係	旅費・交通費	×	×	×	×	×	
	レンタカー代	×	×	×	×	×	
	タクシー代	×	×	×	×	×	
その他	個人への業務委託 (翻訳等の出来高払い)	○	○	○	○	○	
	アルバイト雇用	○*	○*	○*	○*	○*	